

名古屋市公民連携指針<概要版> (第2版)

1. 本指針の位置づけ

名古屋市（以下「本市」という。）における公民連携推進の基礎とし、すべての公民連携手法に通じる基本的な考え方について整理するものとします。

2. 本指針における公民連携の定義

企業や各種法人、NPO、大学などの多様な民間主体と行政が、相互の対話を通じて連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集することで、行政課題や社会課題（以下「行政課題等」という。）の解決に資する新たな価値をともに創出（共創）することと定義します。

具体的な公民連携手法の例



3. 公民連携推進に取り組む背景

コロナ禍による生活様式等の変容や少子高齢化の進行、大規模災害への懸念、社会インフラの老朽化など、近年、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、行政課題等も複雑化・多様化が進んでいます。そうした課題に対応するためには、民間のポテンシャルをより効果的に活用する仕組みを構築し、多様な主体と連携して取り組む必要があります。

4. 公民連携の目的

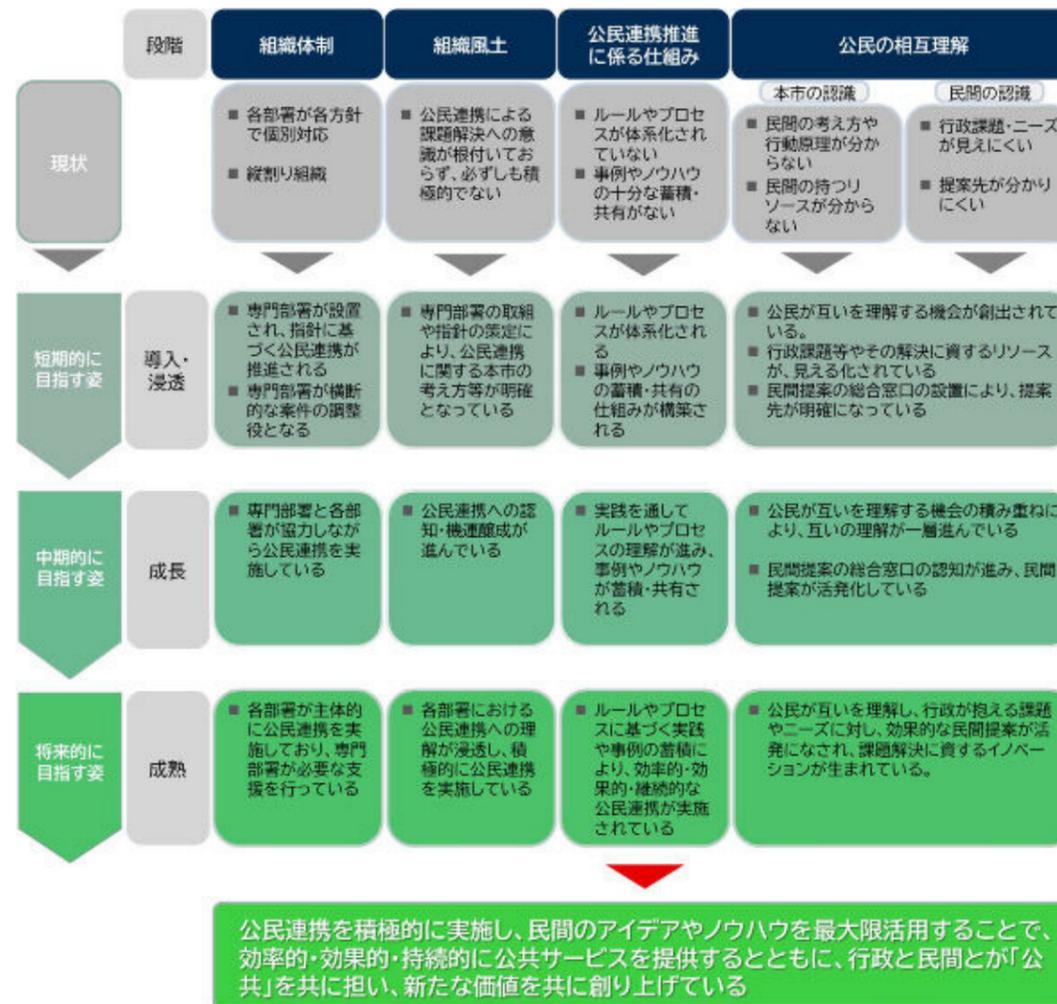
本指針では、公民連携を行う目的を次のとおり整理します。

- より質の高い公共サービスの提供
- 新たな事業機会の創出
- 地域経済の活性化



5. 本市が目指す公民連携の姿

本市が目指す公民連携の姿を、4つの観点から段階別に整理しました。今後、目指す姿の実現に向けて、公民連携に係る様々な取組を重ね、現状とのギャップを着実に解消していきます。



6. 公民連携の基本姿勢

本指針では、公民連携に関する本市の姿勢として、次の4つの基本原則を掲げます。

- ①対等・対話の原則**
本市は、民間を対等なパートナーとして信頼関係を構築し、行政課題等の解決に資する民間からの提案を積極的に受け入れるとともに、そうした提案の実現に向け、対話を積み重ねます。
- ②目標共有、役割分担の原則**
公民連携により達成する目標を共有し、その中で、民間と本市のそれぞれが有する「強み」「資源」「ネットワーク」を連携させ、お互いのメリットを見だしWin-Winとなる関係を構築するとともに、お互いの能力が最大限に発揮できるよう、役割分担を明確にします。
- ③透明性確保と秘密保持の原則**
本市は、行政課題等や民間との連携ニーズを集約し、事業実現性の判断がしやすいよう必要な情報開示を積極的に行うとともに、民間の独自アイデアについては適切な保護に努めます。
- ④市民、民間、行政の「3方よし」の原則**
民間と本市は、公民連携の取組から得られる市民のメリット、民間のメリット、行政のメリットの「3方よし」の内容及びバランスを意識して公民連携事業に取り組めます。

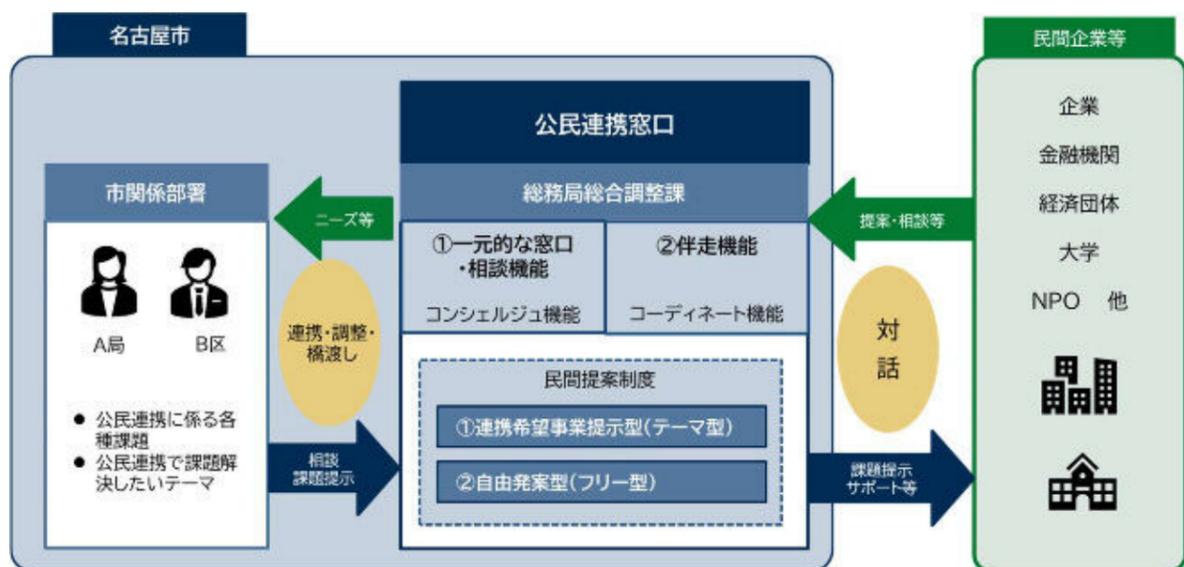
7. 公民連携推進に係る取組（ナゴヤフロンティア）

本市の公民連携推進施策を「ナゴヤフロンティア」と称し、次の3つの取組を実施します。

(1) 公民連携窓口

行政課題等の解決に資する提案・相談を一元的に受け付けるとともに、提案の実現に向けたコーディネートを行うため、公民連携窓口を設置します。

- 主な機能：
- ・一元的な窓口・相談機能（コンシェルジュ機能）
 - ・伴走機能（コーディネート機能）
 - ・民間提案制度



(2) 公民交流フィールド

民間と行政が対話を通じて、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを最適な形で組み合わせることにより、行政や個々の民間のみでは成し得なかった行政課題等の解決に結びつけるため、公民交流フィールドを構築します。

- 主な機能：
- ・公民連携フォーラムの開催
 - ・公民対話の機会の創出
 - ・ポータルサイト等による情報発信

(3) 公民連携ポータルサイト

公民連携窓口及び公民交流フィールドの機能をより効果的に実現するため、公民連携ポータルサイトを構築します。

- 主な機能：
- ・公民連携窓口における民間提案の窓口機能
 - ・公民交流フィールドにおける情報発信機能

8. 公民連携実現のためのプロセス

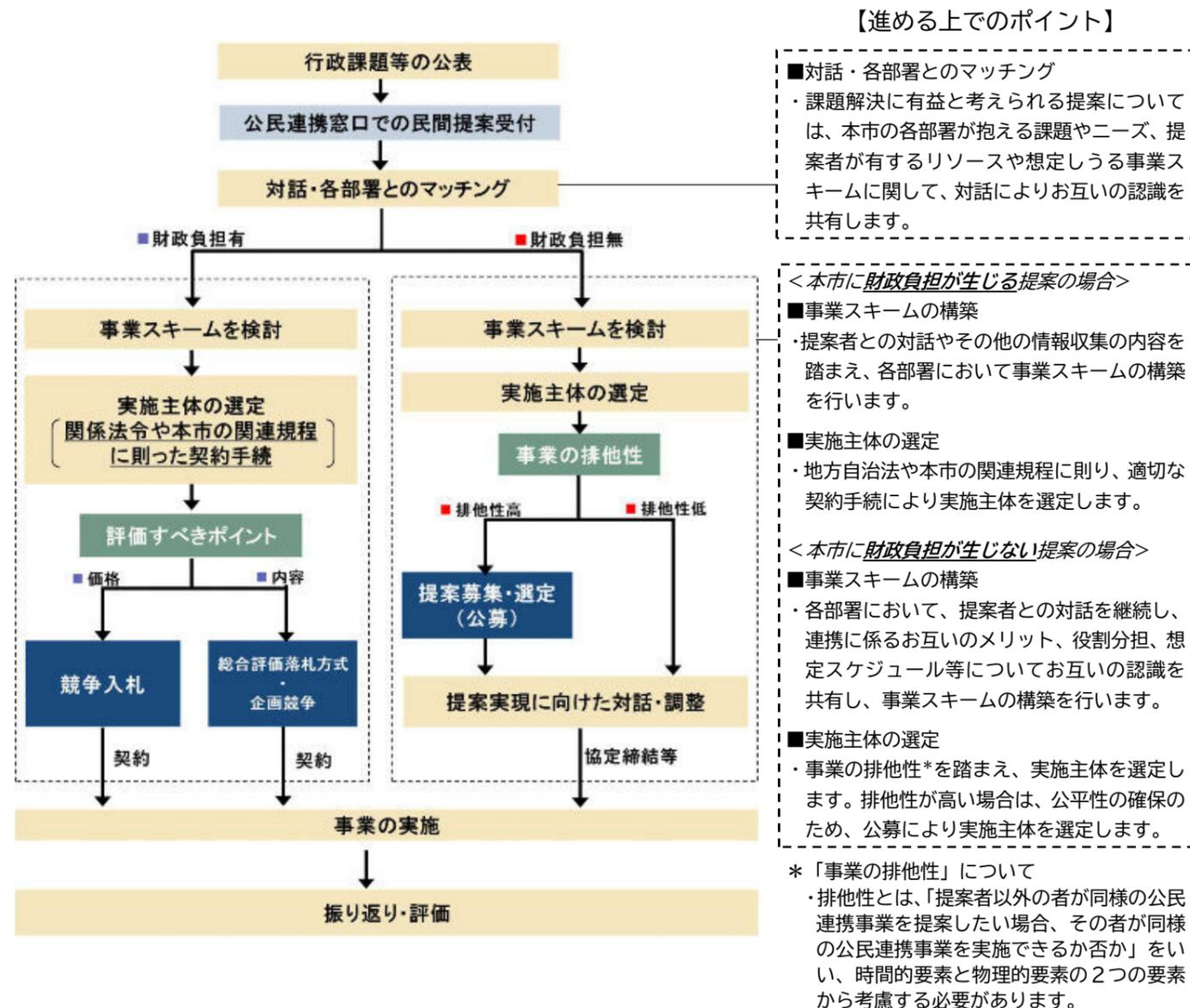
公民連携窓口を通じた公民連携事業の事業化プロセスは下図のとおりです。

※各段階の詳細については名古屋市公民連携指針本編をご確認ください。

※事業化プロセスの過程においては、事業の提案者が必ずしもその実施主体とはならない場合があります。

※PFIや指定管理者制度、広告・ネーミングライツなど、個別のガイドライン等に具体的手続や運用方法等が規定されている公民連携手法については、それぞれの規定に応じて、別途適切な手続を進める必要があります。

※すべての過程において個人情報保護を徹底しましょう。また、第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等）やプライバシー権、その他いかなる権利も侵害することがないように、自らが努めるとともに、公民相互に確認し合いながら連携を進めましょう。



9. 公民連携推進に係る本市職員の行動指針

- ① 公民連携を本市の豊かな未来の創造の第一歩と位置付けます。
- ② 本市と民間はお互いを信頼し尊重しあうパートナーとして認め合います。
- ③ 公平性の担保と独創性の保護に努めます。
- ④ 市民目線に立った公民連携の推進を図ります。
- ⑤ 日々、積極的なコミュニケーションを図ります。